USPTO、特許出願の早期審査の一部運用停止を公表

2025年6月12日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、6月10日付の官報[1]で、特定の類型に該当する特許出願の早期審査申請の受付を7月10日から停止する旨を公表した。出願日に関係なく、同日以降になされた申請が受理されないこととなる。

今回、運用の停止が公表された早期審査制度は、申請に際して手数料が不要とされる、発明の内容が以下のいずれかに該当するものに限定されている[2]。

1. 環境の改善に資するものである場合
2. エネルギー資源の開発または保全に貢献するものである場合
3. テロリズムへの対策に貢献するものである場合

USPTOは、官報の中で、今回の早期審査制度の一部運用停止の背景について以下のとおり説明している。

- 2011年に開始された優先審査制度（Track One）が、手数料は必要とされるものの、発明の内容や先行技術調査の実施など早期審査申請に必要な各種要件が課されないために多く利用され、結果として2014～2024年度における早期審査の年間利用者数は100者未満にとどまっていた。
- 早期審査申請を受理するか否か、また、要件の順守状況をウォッチングするために審査部門（technology centers）のリソースが割かれており、2024年度のFA期間が約19.9月に長期化する中でこれらのリソースを審査実務に効果的に投入する必要があった。
- 2024年度は早期審査申請の1/3が要件を充足していないことを理由に早期審査対象とされなかったなど、必要なコストに照らし出願人にとってメリットのある制度となっていなかった。

今回の早期審査制度の一部運用停止後は、優先審査制度（Track One）による代替が想定されている一方で、当該制度を有しない意匠（デザイン特許）出願については現行の早期審査制度が維持されることとなる。

また、出願人の年齢や健康状態を理由とする早期審査制度（手数料不要）[3]についても、「発明者」の年齢や健康状態を理由とするものとして規則改定された上で維持される。

（以上）

---

[1] Discontinuation of the Accelerated Examination Program for Utility Applications
[2] 37 CFR §1.102(c)(2)。申請にあたっては、先行技術調査を行った上で早期審査を補助するための資料の提出などが義務付けられる。
[3] 37 CFR §1.102(c)(1)